

変更届必要事項及び添付書類一覧

項目	変更届への標準添付書類	留意事項	介護予防訪問介護相当サービス	緩和した基準による訪問型サービス	介護予防通所介護相当サービス	緩和した基準による通所型サービス
事業所の名称及び所在地	－	【関連して変更となる可能性がある事項】 ・運営規程 ・事業所の平面図等	○	○	○	○
申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	・登記事項証明書又は条例等 ・誓約書	代表者の姓、住所または職名の変更のみの場合は、誓約書は不要	○	○	○	○
登記事項証明書又は条例等	・登記事項証明書又は条例等		○	○	○	○
事業所の平面図	・平面図（参考様式3）		○	○	－	－
建物の構造概要及び平面図	・建物の構造概要及び平面図（付票2、参考様式3）		－	－	○	○
設備の概要	・設備等一覧表（参考様式4）		－	－	○	○
利用者の推定数	・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・（必要に応じて）資格証の写し		○	○	－	－
利用者の定員	・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・（必要に応じて）資格証の写し		－	－	○	○
事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所	－	・管理者が「常勤」であること ・管理者が兼務する職種がある場合は、「管理者が当該事業所で兼務する他の職種、管理者が兼務する同一敷地内の他の事業所又は施設の名称及び兼務する職種・勤務時間等」を変更届出書に明記すること。 （管理者の勤務状況がわかる資料（従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表等）の添付でも可とする。）	○	○	○	○
サービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴	・サービス提供責任者の経歴 ※介護福祉士登録証の写し等に代えることが可能（平成20年7月29日老振発第0729002号） ・資格証の写し（サービス提供責任者の資格要件を満たす資格証の写しのみで可） ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表	サービス提供責任者の変更の場合の「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」には、サービス提供責任者の人員配置基準を確認できる情報のみの記載で可。（サービス提供責任者の勤務状況、常勤の訪問介護員等が勤務すべき時間数、前3か月の利用者数の平均値など。）	○	－	－	－
運営規程 【変更事項が以下の①～③のいずれかの場合】 ①従業者の職種、員数及び職務の内容 ②営業日及び営業時間 ③利用定員数	・変更後の運営規程 ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・（必要に応じて）資格証の写し		○	○	○	○
運営規程 【変更事項が上記の①～③以外の場合】	・変更後の運営規程					
生活相談員の変更（生活相談員として業務に従事する者に変更や増減があった場合）	・資格証等の写し ・経歴書（参考様式2）または実務経験証明書（通所・入所系サービスで介護・相談業務に5年以上従事した経験のある介護福祉士を生活相談員として配置する場合のみ。）	通所・入所系サービスとは、通所介護（地域密着型及び認知症対応型を含む）、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護（地域密着型を含む）、介護老人福祉施設（地域密着型を含む）、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設、介護医療院、（介護予防）小規模多機能型居宅介護（通いサービス及び宿泊サービスに限る）、看護小規模多機能型居宅介護（通いサービス及び宿泊サービスに限る）、認知症対応型共同生活介護です。訪問系のサービスや、介護保険事業所として指定を受けていない有料老人ホーム等での実務経験は認めていません。	－	－	○	○
電話、FAX、メールアドレスの変更（事業所、申請者の電話番号、FAX番号、メールアドレスに変更があった場合）	－		○	○	○	○
その他（上記以外の変更）	・変更を証明する書類					